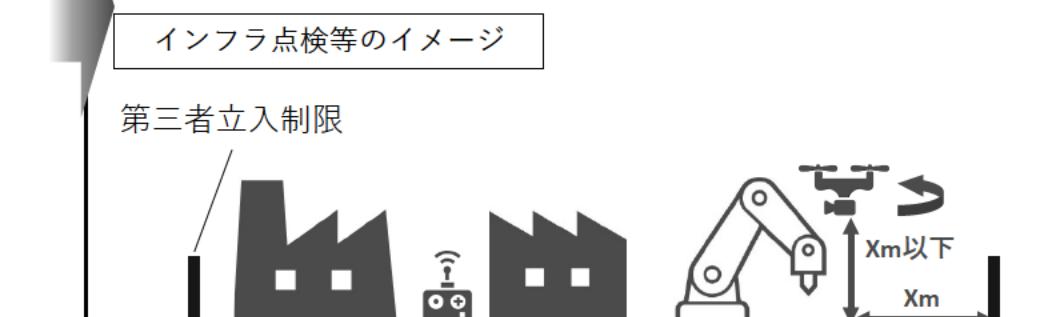


1 インフラ点検等における許可・承認基準の緩和（「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」要望）

Before	After
<p>製鉄所やコンビナートといった大規模プラントなどの多くは、居住区と明確に区切られ、第三者の立入禁止等の安全管理が徹底されている一方で、<u>人口集中地区※1</u>や<u>空港等周辺</u>に立地している。</p> <p>これらの空域での飛行や、夜間飛行を行う場合は国土交通大臣の許可・承認が必要であり、<u>許可・承認基準</u>では原則補助者※2の配置が求められることから、広大な敷地で24時間365日連続操業している<u>設備の点検等の負担</u>となっている。</p> <p>インフラ点検等のイメージ</p>  <p>：補助者</p>	<p>次の条件を満たすなど、第三者上空の飛行となるリスクを十分に低減することができるとして判断される場合については、<u>人口集中地区</u>や<u>空港等周辺</u>であっても、<u>夜間を含めた巡回点検等</u>を補助者なしの目視外で実施することも許可できるよう、<u>8月27日に、インフラ点検及び設備メンテナンス（プラント保守）用の航空局標準マニュアルの改正・公表</u>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製鉄所やコンビナートといった大規模プラントなど、<u>第三者の出入</u>が厳格に管理された敷地上空での飛行であること ・高度制限等の経路逸脱防止のための措置※3が適切に講じられていること <p>インフラ点検等のイメージ</p>  <p>第三者立入制限</p>

※1 人口集中地区：国勢調査における「都市的地域」を表す地区。国勢調査基本単位区等（学校区等）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地区的人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

※2 補助者：第三者が飛行経路下に入らないよう監視や注意喚起を行うほか、ドローンの飛行状況や周囲の気象状況の変化を常に監視し、操縦者に助言等を行うために、飛行経路周辺等に配置する者

※3 経路逸脱防止のための措置：適切な長さ・十分な強度の索で係留する、仮想的な境界線で囲まれたエリア（ジオ・フェンス機能）を有効に設定する、敷地の内外を隔てるフェンス等の物件の高さを超えて飛行させない、飛行高度と同じ距離の半径の範囲を超えて敷地境界に接近しない等

2 有人航空機関係者との連絡調整の合理化（「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」要望）

補助者なしの目視外飛行であって、かつ、機上のカメラ等を活用した監視もできない場合にあっては、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」に基づき、空中での衝突等を防止するため、ドローン運航者は次の有人航空機関係者と調整することが求められている。

- ・有人機団体（有人航空機の運航者が所属する団体：公益社団法人日本航空機操縦士協会、全日本ヘリコプター協議会等7団体）
- ・緊急的な運航が予想される運航者（各都道府県の警察、消防、ドクターヘリ運航者）等

